

II 欠損金の繰越控除制度等の見直し

〔制度の概要〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度

法人の各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この制度によりその各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の控除前所得の金額（注1）の50%（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度については65%）相当額を限度として、損金の額に算入することとされています（法57①、旧27改正法附則27②）。ただし、中小法人等（注2）の各事業年度や一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度については、各事業年度の控除前所得の金額（注1）が限度となります（法57⑩）。

なお、この制度の適用に当たっては、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であって欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を9年間保存していることが必要です（法57⑩、法規26の3①）。

（注1） 控除前所得の金額とは、欠損金等を控除する前の所得金額として所要の調整を行ったものをいいます。以下同じです。

（注2） 中小法人等とは、各事業年度終了の時に於いて次の法人に該当するものをいいます。以下同じです（法57⑩一、法令188①十六）。

イ 普通法人（投資法人、特定目的会社及び法第4条の7に規定する受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（1ページI（注2）ロ又はハの法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社（同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含みます。）を除きます。）

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 人格のない社団等

2 災害による損失金の繰越控除制度

法人の各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（上記1又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定の欠損金額があるときは、その一定の欠損金額に相当する金額を、その各事業年度の控除前所得の金額の50%（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度については65%）相当額を限度として、損金の額に算入することとされています（法58①、旧27改正法附則27②）。ただし、中小法人等の各事業年度や一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度については、各事業年度の控除前所得の金額が限度となります（法58⑥）。

なお、この制度の適用に当たっては、その一定の欠損金額の生じた事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書にその損失の額の計算に関する明細を記載した書類を添付し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であってその一定の欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を9年間保存していることが必要です（法58⑤、法規26の5①）。

3 欠損金額に係る更正の請求期間

法人税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告書に記載した欠損金額が過少であるとき、又はその申告書に欠損金額の記載がなかったときには、その申告書に係る法人税の法定申告期限から9年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（通則法23①二）。

4 欠損金額に係る更正の期間制限

法人税に係る欠損金額でその事業年度において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又はその金額があるものとする更正は、その更正に係る法人税の法定申告期限から9年を経過する日まで、することができることとされています（通則法70②）。

5 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間等の延長

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について、上記1及び2の制度における欠損金額の繰越期間を9年から10年に延長することとされています（旧27改正法附則27①）。

また、これに伴い、上記1及び2の制度による欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存期間並びに上記3及び4の期間についても、9年から10年に延長することとされています（旧27改正法附則53①③、旧27改正法規附則2①）。

〔改正の内容〕

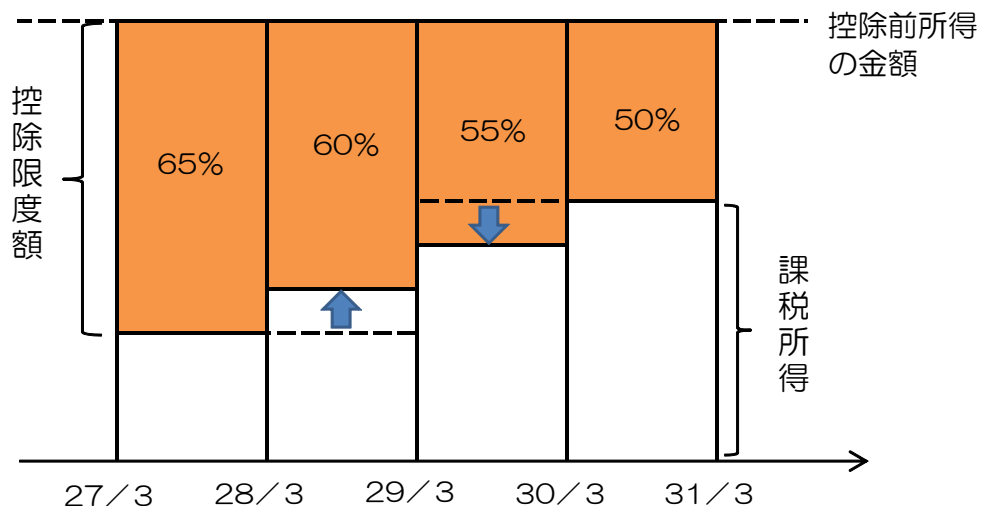
1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の控除限度額の見直し

中小法人等以外の法人の各事業年度（一定の事実が生じた法人等の一定の事業年度を除きます。）の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度における控除前所得の金額に対する控除限度割合の段階的な引下げ措置について、次表のとおり改正されました（法57①、58①、27改正法附則27②）。

改正前		改正後	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	65%	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	65%
		平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	60%
平成29年4月1日～	50%	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	55%
		平成30年4月1日～	50%

《イメージ図》

（3月決算法人の例）



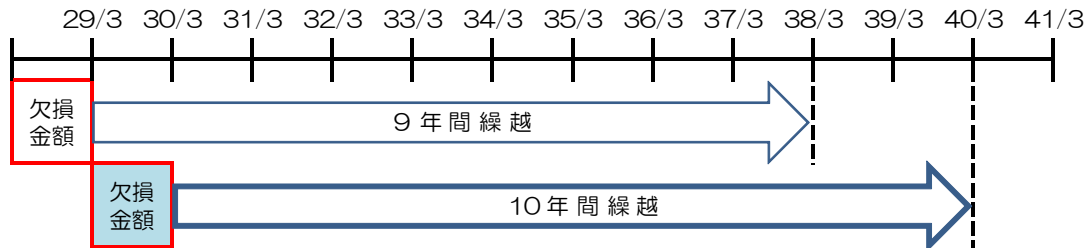
2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間等の延長時期の見直し

〔制度の概要〕の5における欠損金額の繰越期間を9年から10年に延長する措置について、平成30年4月1日以後に開始する事業年度（改正前：平成29年4月1日以後に開始する事業年度）において生ずる欠損金額から適用することとされました（法57①、58①、27改正法附則27①）。

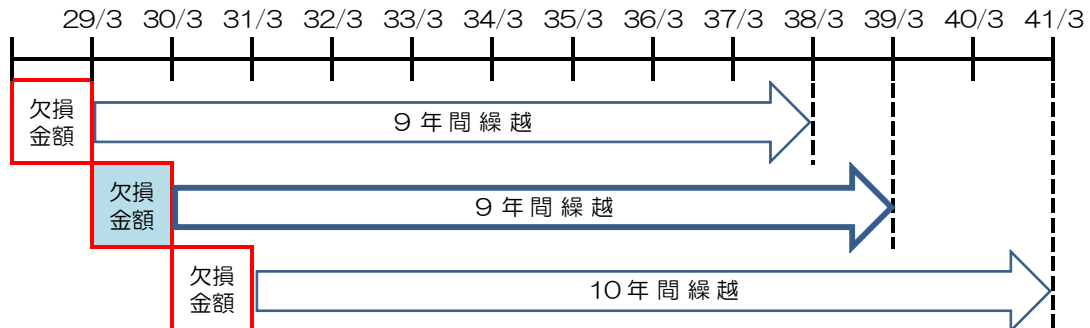
《イメージ図》

（3月決算法人の例）

【改正前】



【改正後】



これに伴い、次の措置についても平成30年4月1日以後に開始する事業年度（改正前：平成29年4月1日以後に開始する事業年度）において生ずる欠損金額から適用することとされました。

(1) 帳簿書類の保存期間の延長

〔制度の概要〕の5における欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存期間を9年から10年に延長する措置（法57⑩、58⑤、法規26の3①、26の5①、27改正法規附則2①）

(2) 欠損金額に係る更正の請求期間の延長

〔制度の概要〕の5における欠損金額に係る更正の請求期間を9年から10年に延長する措置（通則法23①、27改正法附則53①）

(3) 欠損金額に係る更正の期間制限の延長

〔制度の概要〕の5における欠損金額に係る更正の期間制限を9年から10年に延長する措置（通則法70②、27改正法附則53③）

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法81の9、27改正法附則30）。